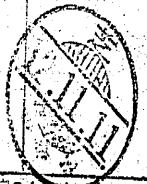


# 電報送達

局發		受信人住所氏名	
番	著	受付	第
		時	月
		時	日
		分	分
		字	號
		報	局
セ	エ	ノ	ル
送信			
ノル			
キ	セ	ヤ	ウ
受信			
ウ			
ハ	ン	ニ	テ
ウ			
テ	イ	マ	ウ
ウ			
カ	カ	カ	ウ
ウ			
イ	ホ	ウ	ウ
ウ			
ハ	ン	ウ	ウ
ウ			
イ	キ	ウ	ウ
ウ			

六ヶ所  
 万一人に宛てたる電報の送達も、送達したるべきに違ふ場合、送達しなかったりしたることを通知するべく、決定して居る。本人へ送達せられたることを知らせる。

印刷局製造



● 1. 忘れざ送附にて、送附料は、送附日ばらるる送附の金額に三割取